

○福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則

平成二十五年三月二十一日

福井県規則第十七号

改正 平成二五年一〇月一〇日規則第六三号

平成二六年三月二〇日規則第五号

平成二七年三月三十一日規則第一四号

福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則を公布する。

福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則

(趣旨)

第一条 この規則は、福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例（平成二十四年福井県条例第六十五号。以下「条例」という。）の施行について必要な事項を定めるものとする。

(指定居宅介護事業所の従業者の員数等)

第二条 条例第六条第一項に規定する規則で定める員数は、常勤換算方法（事業所の従業者の勤務延べ時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいう。以下同じ。）で、二・五以上とする。

2 条例第六条第二項の規則で定める方法は、事業の規模に応じて常勤換算方法とする。

3 前項の事業の規模は、前三月の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、前項の事業の規模は推定数とする。

(準用)

第三条 前条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第六条第一項」とあるのは「第八条において準用する条例第六条第一項」と、同条第二項中「第六条第二項」とあるのは「第八条において準用する条例第六条第二項」と読み替えるものとする。

(指定居宅介護の具体的取扱方針)

第四条 条例第二十六条に規定する規則で定める方針は、次に掲げるとおりとする。

一 指定居宅介護の提供に当たっては、条例第二十七条第一項に規定する居宅介護計画に基づき、利用者が日常生活を営むのに必要な援助を行うこと。

二 指定居宅介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者またはその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うこと。

三 指定居宅介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うこと。

四 常に利用者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、利用者またはその家族に対し、適切な相談および助言を行うこと。

(指定居宅介護事業所の運営規程に定める事項)

第五条 条例第三十二条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容
- 三 営業日および営業時間
- 四 指定居宅介護の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六条 前二条の規定は、重度訪問介護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第二十六条」と、同条第一号中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第二十七条第一項」と、前条中「第三十二条」とあるのは「第四十四条第一項において準用する条例第三十二条」と読み替えるものとする。

2 前二条の規定は、同行援護および行動援護に係る指定障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十六条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第二十六条」と、同条第一号中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第二十七条第一項」と、前条中「第三十二条」とあるのは「第四十四条第二項において準用する条例第三十二条」と読み替えるものとする。

(基準該当居宅介護事業所の従業者の員数)

第七条 条例第四十五条第一項に規定する規則で定める員数は、三人以上とする。

2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「基準省令」という。）第四十四条第二項の離島その他の地域であって厚生労働大臣が定めるものにおいて基準該当居宅介護を提供する基準該当居宅介護事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、基準該当居宅介護事業所ごとに置くべき従業者の員数は、一人以上とする。

(同居家族に対するサービス提供ができる場合)

第八条 条例第四十八条第一項ただし書の規則で定める場合は、同居の家族である利用者に対する居宅介護が次の各号のいずれにも該当する場合とする。

- 一 当該居宅介護に係る利用者が、離島、山間のへき地その他の地域であつて、指定居宅介護のみによっては必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市町村が認めるものに住所を有する場合
- 二 当該居宅介護が条例第四十五条第二項に規定するサービス提供責任者の行う具体的

な指示に基づいて提供される場合

三 当該居宅介護を提供する従業者の当該居宅介護に従事する時間の合計が、当該従業者が居宅介護に従事する時間の合計のおおむね二分の一を超えない場合

(準用)

第九条 第四条および第五条の規定は、基準該当居宅介護の事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十六条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第二十六条」と、同条第一号中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第二十七条第一項」と、第五条中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第一項において準用する条例第三十二条」と読み替えるものとする。

2 第四条、第五条、第七条および前条の規定は、重度訪問介護、同行援護および行動援護に係る基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第四条中「第二十六条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第二十六条」と、同条第一号中「第二十七条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第二十七条第一項」と、第五条中「第三十二条」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第三十二条」と、前条中「第四十八条第一項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十八条第一項」と、同条第二号中「第四十五条第二項」とあるのは「第四十九条第二項において準用する条例第四十五条第二項」と読み替えるものとする。

(指定療養介護事業所の従業者の員数)

第十条 条例第五十一条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

一 医師 健康保険法(大正十一年法律第七十号)第六十五条第四項第一号に規定する厚生労働大臣の定める基準以上

二 看護職員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上

三 生活支援員 指定療養介護の単位ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を四で除して得た数以上。ただし、看護職員が、常勤換算方法で、利用者の数を二で除して得た数以上置かれている指定療養介護の単位については、置かれている看護職員の数から利用者の数を二で除して得た数を控除した数を生活支援員の数に含めることができるものとする。

四 サービス管理責任者 指定療養介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定療養介護の単位は、指定療養介護であって、その提供が同時に一または複

数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

- 4 第一項に規定する指定療養介護事業所の従業者(同項第一号および第二号に掲げる者を除く。)は、専ら当該指定療養介護事業所の職務に従事する者または指定療養介護の単位ごとに専ら当該指定療養介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第三号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第四号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 指定療養介護事業者が、医療型障害児入所施設に係る指定障害児入所施設の指定を受け、かつ、指定療養介護と指定入所支援とを同一の施設において一体的に提供している場合については、福井県指定障害児入所施設等の人員、設備および運営の基準に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十一号)第五十三条に規定する人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすことができる。
- 8 指定療養介護事業者が、指定発達支援医療機関(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。)の設置者である場合であって、療養介護と指定入所支援とを同一の機関において一体的に提供しているときは、指定発達支援医療機関として適切な医療その他のサービスを提供するのに必要な人員を確保していることをもって、第一項から第六項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

(平二七規則一四・一部改正)

(指定療養介護において提供される便宜に要する費用)

第十一条 条例第五十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 日用品費
- 二 前号に掲げるもののほか、指定療養介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(モニタリング)

第十二条 条例第六十条第九項の規定によるモニタリングは、次に掲げるところにより行うものとする。

- 一 定期的に利用者に面接すること。
- 二 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

(サービス管理責任者の業務)

第十三条 条例第六十一条の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

- 一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の心身の状況、当該指定療養介護事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。
- 二 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 他の従業者に対する技術指導および助言を行うこと。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第十四条 条例第六十七条の規則で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

一 正当な理由なしに指定療養介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費もしくは特例介護給付費または療養介護医療費を受け、または受けようとしたとき。

(指定療養介護事業所の運営規程に定める事項)

第十五条 条例第六十九条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業の目的および運営の方針

二 従業者の職種、員数および職務の内容

三 利用定員

四 指定療養介護の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

五 サービス利用に当たっての留意事項

六 緊急時等における対応方法

七 非常災害対策

八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

九 虐待の防止のための措置に関する事項

十 その他運営に関する重要事項

(指定療養介護の提供に関する記録)

第十六条 条例第七十七条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第五十五条第一項に規定するサービスの提供の記録

二 条例第六十条第一項に規定する療養介護計画

三 条例第六十七条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第七十五条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第七十八条において準用する条例第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第七十八条において準用する条例第四十一条第二項に規定する事故の状況および事故に際して講じた処置についての記録

(指定生活介護事業所の従業者の員数)

第十七条 条例第八十条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数

二 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

イ 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、指定生活介護

の単位ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる平均障害支援区分（基準省令第七十八条第一項第二号イの厚生労働大臣が定めるところにより算定した障害支援区分の平均値をいう。以下同じ。）に応じ、それぞれ次に掲げる数とすること。

- (1) 平均障害支援区分が四未満 利用者の数を六で除して得た数以上
- (2) 平均障害支援区分が四以上五未満 利用者の数を五で除して得た数以上
- (3) 平均障害支援区分が五以上 利用者の数を三で除して得た数以上

ロ 看護職員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

ハ 理学療法士または作業療法士の数は、利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う場合は、指定生活介護の単位ごとに、当該訓練を行うために必要な数とすること。

ニ 生活支援員の数は、指定生活介護の単位ごとに、一以上とすること。

三 サービス管理責任者 指定生活介護事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項の指定生活介護の単位は、指定生活介護であって、その提供が同時に一または複数数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

4 第一項第二号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

5 第一項および前項に規定する指定生活介護事業所の従業者は、専ら当該指定生活介護事業所の職務に従事する者または指定生活介護の単位ごとに専ら当該指定生活介護の提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

6 第一項第二号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(平二六規則五・一部改正)

(指定生活介護事業所の設備の基準)

第十八条 条例第八十三条第二項に規定する規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練または作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練または作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第八十三条第一項の相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

3 条例第八十三条第一項の設備は、専ら当該指定生活介護事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(指定生活介護において提供される便宜に要する費用)

第十九条 条例第八十四条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 創作的活動に係る材料費

三 日用品費

四 前三号に掲げるもののほか、指定生活介護において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 前項第一号に掲げる費用については、基準省令第八十二条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(支給決定障害者に関する市町村への通知)

第二十条 条例第九十条の規則で定める要件は、次の各号のいずれかに該当することとする。

一 正当な理由なしに指定生活介護の利用に関する指示に従わないことにより、障害の状態等を悪化させたと認められるとき。

二 偽りその他不正な行為によって介護給付費または特例介護給付費を受け、または受けようとしたとき。

(指定生活介護事業所の運営規程に定める事項)

第二十一条 条例第九十一条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

一 事業の目的および運営の方針

二 従業者の職種、員数および職務の内容

三 営業日および営業時間

四 利用定員

五 指定生活介護の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額

六 通常の事業の実施地域

七 サービスの利用に当たっての留意事項

八 緊急時等における対応方法

九 非常災害対策

十 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類

十一 虐待の防止のための措置に関する事項

十二 その他運営に関する重要事項

(準用)

第二十二条 第十二条、第十三条および第十六条の規定は、指定生活介護の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第九十五

条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「生活介護計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十五条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第九十五条」と読み替えるものとする。

(基準該当生活介護の基準)

第二十三条 条例第九十六条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者(福井県指定居宅サービス等の事業の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第六十号。以下「指定居宅サービス等基準条例」という。))第百条第一項に規定する指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)であって、地域において生活介護が提供されていないこと等により生活介護を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護(指定居宅サービス等基準条例第九十九条に規定する指定通所介護をいう。以下同じ。)を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準条例第百条第一項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)の食堂および機能訓練室(指定居宅サービス等基準条例第百二条第一項に規定する食堂および機能訓練室をいう。以下同じ。)の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当生活介護を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当生活介護を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の要件)

第二十四条 条例第九十七条の規則で定める要件は、次に掲げる要件に該当することとする。

- 一 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者(指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年厚生労働省令第三十四号。以下「指定地域密着型サービス基準」という。))第六十三条第一項または第百七十一条第一項に規定する登録者をいう。)の数と条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、福井県指定障害児通所支援の事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例(平成二十四年福井県条例第七十二号。以下「指定障害児通所支援基準条例」という。))第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定障害児通所支援基準条例第八十一条において準用する指定障害児通所支援基準条例第六十一

条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは厚生労働省関係構造改革特別区域法第三十四条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成十五年厚生労働省令第百三十二号。以下「特区省令」という。）第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該小規模多機能型居宅介護事業所に登録を受けた障害者および障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を二十九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所（指定地域密着型サービス基準第六十三条第七項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所をいう。以下同じ。）にあっては、十八人）以下とすること。

二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定障害児通所支援基準条例第八十一条において準用する指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下同じ。）を登録定員の二分の一から十五人（登録定員が二十五人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあっては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあっては、十二人）までの範囲内とすること。

| 登録定員 | 利用定員 |
|-------------|------|
| 二十六人または二十七人 | 十六人 |
| 二十八人 | 十七人 |
| 二十九人 | 十八人 |

三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間および食堂（指定地域密着型サービス基準第六十七条第二項第一号または第七十五条第二項第一号に規定する居間及び食堂をいう。）は、機能を十分に発揮し得る適当な広さを有すること。

四 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数および条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定障害児通所支援基準条例第八十一条において準用する指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを受ける障害者および障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準第六十三条または第七十一条に規定する基準を満たしていること。

五 条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービスを受ける

障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定生活介護事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平二五規則六三・平二七規則一四・一部改正)

(準用)

第二十五条 第十九条の規定は、基準該当生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第一項中「第八十四条第三項」とあるのは「第九十八条において準用する条例第八十四条第三項」と読み替えるものとする。

(指定短期入所事業所の従業者の員数)

第二十六条 条例第百条第一項に規定する規則で定める配置の基準は、総数が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 指定障害者支援施設その他の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「法」という。)第五条第八項に規定する施設(入所によるものに限り、次号に掲げるものを除く。以下この条において「入所施設等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上
 - 二 指定自立訓練(生活訓練)事業者(規則第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練の事業を行う者に限る。)、指定共同生活援助事業者または外部サービス利用型指定共同生活援助事業者(以下この条において「指定自立訓練(生活訓練)事業者等」という。)である当該施設が、指定短期入所事業所として併設事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ次に定める数
 - イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練(生活訓練)(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年厚生労働省令第十九号。以下「施行規則」という。)第二十五条第七号に規定する宿泊型自立訓練に係るものに限る。)、指定共同生活援助または外部サービス利用型指定共同生活援助(以下この条において「指定自立訓練(生活訓練)等」という。)を提供する時間帯 指定自立訓練(生活訓練)事業所等(当該指定自立訓練(生活訓練)事業者等が設置する当該指定に係る指定自立訓練(生活訓練)事業所、指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下この条において同じ。)の利用者の数および併設事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練(生活訓練)事業所等における生活支援員またはこれに準ずる従業者として必要とされる数以上
 - ロ 指定短期入所を提供する時間帯(イに掲げるものを除く。) 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に定める数
 - (1) 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上
 - (2) 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- 2 条例第百条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる場合

の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

一 入所施設等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 当該施設の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該施設の利用者の数とみなした場合において、当該施設として必要とされる数以上

二 指定自立訓練（生活訓練）事業者等である当該施設が、指定短期入所事業所として空床利用型事業所を設置する場合 次に掲げる指定短期入所を提供する時間帯に応じ、それぞれ次に定める数

イ 指定短期入所と同時に指定自立訓練（生活訓練）等を提供する時間帯 当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数および空床利用型事業所の利用者の数の合計数を当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所等における生活支援員またはこれに準じる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定短期入所を提供する時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる当該日の指定短期入所の利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

（１） 当該日の指定短期入所の利用者の数が六以下 一以上

（２） 当該日の指定短期入所の利用者の数が七以上 一に当該日の指定短期入所の利用者の数が六を超えて六またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

3 条例第百条第三項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

一 指定生活介護事業所、指定自立訓練（機能訓練）事業所、指定自立訓練（生活訓練）事業所、指定就労移行支援事業所、指定就労継続支援A型事業所、指定就労継続支援B型事業所（指定就労継続支援B型の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）、指定共同生活援助事業所、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所または指定障害児通所支援事業所（児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援の事業を行う者が当該事業を行う事業所をいう。）（以下この条および第三十六条において「指定生活介護事業所等」という。）において指定短期入所の事業を行う場合 次に掲げる指定短期入所の事業を行う時間帯に応じ、それぞれ次に掲げる数

イ 指定生活介護、指定自立訓練（機能訓練）、指定自立訓練（生活訓練）、指定就労継続支援A型、指定就労継続支援B型、指定共同生活援助、外部サービス利用型指定共同生活援助または児童福祉法第二十一条の五の三第一項に規定する指定通所支援のサービス提供時間 当該指定生活介護事業所等の利用者の数および当該単独型事業所の利用者の数の合計数を当該指定生活介護事業所等の利用者の数とみなした場合において、当該指定生活介護事業所等における生活支援員またはこれに準じる従業者として必要とされる数以上

ロ 指定生活介護事業所等が指定短期入所の事業を行う時間帯（イに掲げるものを除く。） 次に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

（１） 当該日の利用者の数が六以下 一以上

（２） 当該日の利用者の数が七以上 一に当該日の利用者の数が六を超えて六また

はその端数を増すごとに一を加えた数以上

- 二 指定生活介護事業所等以外で行われる単独型事業所において指定短期入所の事業を行う場合 前号ロ（１）または（２）に掲げる当該日の利用者の数の区分に応じ、それぞれ同号ロ（１）または（２）に掲げる数

（平二六規則五・一部改正）

（単独型事業所の設備の基準）

第二十七条 条例第百二条第五項に規定する規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、四人以下とすること。
- ロ 地階に設けてはならないこと。
- ハ 利用者一人当たりの床面積は、収納設備等を除き八平方メートル以上とすること。
- ニ 寝台またはこれに代わる設備を備えること。
- ホ ブザーまたはこれに代わる設備を設けること。

二 食堂

- イ 食事の提供に支障がない広さを有すること。
- ロ 必要な備品を備えること。

三 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

四 洗面所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

五 便所

- イ 居室のある階ごとに設けること。
- ロ 利用者の特性に応じたものであること。

（指定短期入所において提供される便宜に要する費用）

第二十八条 条例第百五条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 光熱水費
 - 三 日用品費
 - 四 前三号に掲げるもののほか、指定短期入所において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、支給決定障害者等に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号および第二号に掲げる費用については、基準省令第百二十条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（指定短期入所事業所の運営規程に定める事項）

第二十九条 条例第百八条の規則で定める重要事項は、次の各号（条例第百条第二項の規定の適用を受ける施設にあっては、第三号を除く。）に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容

- 三 利用定員
- 四 指定短期入所の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額
- 五 サービス利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項
(定員の遵守)

第三十条 条例第百九条の規則で定める利用者の数は、次に掲げる数とする。

- 一 併設事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 二 空床利用型事業所にあつては、当該施設の利用定員（指定共同生活援助事業所または外部サービス利用型指定共同生活援助事業所にあつては、共同生活住居およびユニット（居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備により一体的に構成される場所をいう。以下同じ。）の入居定員）および居室の定員を超えることとなる利用者の数
- 三 単独型事業所にあつては、利用定員および居室の定員を超えることとなる利用者の数
(平二六規則五・一部改正)

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等の特例に関する基準)

第三十一条 条例第百十一条で規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定小規模多機能型居宅介護事業者または指定看護小規模多機能型居宅介護事業者であつて、条例第九十七条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービスもしくは指定障害児通所支援基準条例第八十一条において準用する指定障害児通所支援基準条例第六十一条の二の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスまたは特区省令第四条第一項の規定により自立訓練とみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者および障害児に対して指定小規模多機能型居宅介護または指定看護小規模多機能型居宅介護のうち宿泊サービス（指定地域密着型サービス基準第六十三条第五項または第七十一条第六項に規定する宿泊サービスをいう。以下この条において同じ。）を提供するものであること。
- 二 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の宿泊サービスを利用する者の数と基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児の数の合計数の一日当たりの上限をいう。以下この条において同じ。）を通いサービスの利用定員の三分の一から九人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、六人）までの範囲内とすること。
- 三 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に個室（指定地域密着型サービス基準第六

十七条第二項第二号ハまたは第一百七十五条第二項第二号ハに規定する個室をいう。以下この号において同じ。) 以外の宿泊室を設ける場合は、個室以外の宿泊室の面積を宿泊サービスの利用定員から個室の定員数を減じた数で除して得た面積が、おむね七・四三平方メートル以上であること。

四 基準該当短期入所の提供を受ける障害者および障害児に対して適切なサービスを提供するため、指定短期入所事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(平二五規則六三・平二七規則一四・一部改正)

(指定重度障害者等包括支援事業所の運営規程に定める事項)

第三十二条 条例第二百二十二条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容
- 三 指定重度障害者等包括支援を提供できる利用者の数
- 四 指定重度障害者等包括支援の内容ならびに支給決定障害者等から受領する費用の種類およびその額
- 五 通常の事業の実施地域
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 事業の主たる対象とする利用者
- 八 虐待の防止のための措置に関する事項
- 九 その他運営に関する重要事項

第三十三条から第三十八条まで 削除

(平二六規則五)

(指定自立訓練(機能訓練)事業所の従業者の員数)

第三十九条 条例第四百三条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員 次要件のいずれにも該当する数
 - イ 看護職員、理学療法士または作業療法士および生活支援員の総数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。
 - ロ 看護職員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とすること。
 - ハ 理学療法士または作業療法士の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とすること。
 - ニ 生活支援員の数は、指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、一以上とすること。
- 二 サービス管理責任者 指定自立訓練(機能訓練)事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を

増すごとに一を加えた数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項第一号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な場合には、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。
- 4 前三項に規定する指定自立訓練（機能訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（機能訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。
- 5 第一項第一号の看護職員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第一号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 8 条例第四百四十三条第三項の規則で定める員数は、一以上とする。

（準用）

第四十条 第十八条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、同条中「第八十三条」とあるのは、「第四百四十五条において準用する条例第八十三条」と読み替えるものとする。

（指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用）

第四十一条 条例第四百四十六条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

- 一 食事の提供に要する費用
 - 二 日用品費
 - 三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練（機能訓練）において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの
- 2 前項第一号に掲げる費用については、基準省令第百五十九条第四項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

（準用）

第四十二条 第十二条、第十三条、第十六条、第二十条および第二十一条の規定は、指定自立訓練（機能訓練）の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「自立訓練（機能訓練）計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第四百四十九条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」

とあるのは「第百四十九条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第百四十九条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(機能訓練)の基準)

第四十三条 条例第百五十条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練(機能訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第四十四条 第四十一条の規定は、基準該当自立訓練(機能訓練)の事業について準用する。

この場合において、第四十一条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百五十一条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)事業所の従業者の員数)

第四十五条 条例第百五十三条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 生活支援員 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数とロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上
 - イ ロに掲げる利用者以外の利用者
 - ロ 指定宿泊型自立訓練の利用者
 - 二 地域移行支援員 指定宿泊型自立訓練を行う場合は、指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、一以上
 - 三 サービス管理責任者 指定自立訓練(生活訓練)事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- 2 健康上の管理等の必要がある利用者があるために看護職員を置いている指定自立訓練(生活訓練)事業所については、前項第一号中「生活支援員」とあるのは「生活支援員お

よび看護職員」と、「指定自立訓練（生活訓練）事業所」とあるのは「生活支援員および看護職員の総数は、指定自立訓練（生活訓練）事業所」と読み替えるものとする。この場合において、生活支援員および看護職員の数は、当該指定自立訓練（生活訓練）事業所ごとに、それぞれ一以上とする。

- 3 指定自立訓練（生活訓練）事業者が、指定自立訓練（生活訓練）事業所における指定自立訓練（生活訓練）に併せて、利用者の居宅を訪問することにより指定自立訓練（生活訓練）（以下この項において「訪問による指定自立訓練（生活訓練）」という。）を提供する場合は、前二項に規定する員数の従業者に加えて、当該訪問による指定自立訓練（生活訓練）を提供する生活支援員を一人以上置くものとする。
- 4 第一項（第二項において読み替えられる場合を含む。）の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 5 第一項および第二項に規定する指定自立訓練（生活訓練）事業所の従業者は、専ら当該指定自立訓練（生活訓練）事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 6 第一項第一号または第二項の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 7 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。ただし、指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所であって、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

（指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準）

第四十六条 条例第百五十五条第三項に規定する規則で定める設備の基準は、次項から第五項までに定めるところによる。

- 2 条例第百五十五条第一項の指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

- イ 訓練または作業に支障がない広さを有すること。
- ロ 訓練または作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

- 3 条例第百五十五条第二項の指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所の設備の基準は、次のとおりとする。

一 居室

- イ 一の居室の定員は、一人とすること。
- ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

二 浴室 利用者の特性に応じたものであること。

- 4 条例第百五十五条第一項の相談室および多目的室は、利用者の支援に支障がない場合は、兼用することができる。

- 5 条例第百五十五条第一項および第二項に規定する設備は、専ら当該指定自立訓練（生活

訓練) 事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

(指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用)

第四十七条 条例第百五十七条第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 日用品費

三 前二号に掲げるもののほか、指定自立訓練(生活訓練)において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

2 条例第百五十七条第四項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食事の提供に要する費用

二 光熱水費

三 居室(国もしくは地方公共団体の負担もしくは補助またはこれらに準ずるものを受けて建築され、買収され、または改造されたものを除く。)の提供を行ったことに伴い必要となる費用

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定宿泊型自立訓練において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

3 第一項第一号および前項第一号から第三号までに掲げる費用については、基準省令第百七十条第五項の厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定自立訓練(生活訓練)の提供に関する記録)

第四十八条 条例第百五十八条第二項の規則で定める記録は、次に掲げる記録とする。

一 条例第百五十六条第一項および第二項に規定するサービスの提供の記録

二 条例第百五十九条において準用する条例第六十条第一項の規定により作成する自立訓練(生活訓練)計画

三 条例第百五十九条において準用する条例第九十条に規定する市町村への通知に係る記録

四 条例第百五十九条において準用する条例第七十五条第二項に規定する身体拘束等の記録

五 条例第百五十九条において準用する条例第四十条第二項に規定する苦情の内容等の記録

六 条例第百五十九条において準用する条例第四十一条第二項に規定する事故の状況および事故に際して講じた処置についての記録

(準用)

第四十九条 第十二条、第十三条、第二十条および第二十一条の規定は、指定自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十

一条」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第六十一条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第九十条」と、第二十一条中「第九十一条」とあるのは「第百五十九条において準用する条例第九十一条」と読み替えるものとする。

(基準該当自立訓練(生活訓練)の基準)

第五十条 条例第百六十条に規定する規則で定める基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 指定通所介護事業者であって、地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定通所介護を提供するものであること。
- 二 指定通所介護事業所の食堂および機能訓練室の面積を、指定通所介護の利用者の数と基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数で除して得た面積が三平方メートル以上であること。
- 三 指定通所介護事業所の従業者の員数が、当該指定通所介護事業所が提供する指定通所介護の利用者の数を指定通所介護の利用者および基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者の数の合計数であるとした場合における当該指定通所介護事業所として必要とされる数以上であること。
- 四 基準該当自立訓練(生活訓練)を受ける利用者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(準用)

第五十一条 第四十一条の規定は、基準該当自立訓練(生活訓練)の事業について準用する。

この場合において、第四十一条中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百六十一条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

(指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第五十二条 条例第百六十三条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数
 - イ 職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とすること。
- 二 就労支援員 指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十五で除して得た数以上
- 三 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上

- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定就労移行支援事業所の従業者は、専ら当該指定就労移行支援事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。
- 4 第一項第一号の職業指導員または生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。
- 5 第一項第二号の就労支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
- 6 第一項第三号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。
(認定指定就労移行支援事業所の従業者の員数)

第五十三条 条例第百六十四条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に掲げる数であることとする。

- 一 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数
 - イ 職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労移行支援事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。
 - ロ 職業指導員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とすること。
 - ハ 生活支援員の数は、指定就労移行支援事業所ごとに、一以上とすること。
- 二 サービス管理責任者 指定就労移行支援事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
 - イ 利用者の数が六十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の従業者およびその員数については、前条第二項から第四項までおよび第六項の規定を準用する。

(準用)

第五十四条 第十二条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十一条および第四十一条の規定は、指定就労移行支援の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「指定就労移行支援計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第百七十二条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第百七十二条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

(指定就労継続支援A型事業所の従業者の員数)

第五十五条 条例第七十四条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に掲げる数であることとする。

一 職業指導員および生活支援員 次の要件のいずれにも該当する数

イ 職業指導員および生活支援員の総数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を十で除して得た数以上とすること。

ロ 職業指導員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とすること。

ハ 生活支援員の数は、指定就労継続支援A型事業所ごとに、一以上とすること。

二 サービス管理責任者 指定就労継続支援A型事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数

イ 利用者の数が六十以下 一以上

ロ 利用者の数が六十一以上 一に、利用者の数が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。

3 第一項に規定する指定就労継続支援A型事業所の従業者は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合はこの限りでない。

4 第一項第一号の職業指導員または生活支援員のうち、いずれか一人以上は、常勤でなければならない。

5 第一項第二号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(指定就労継続支援A型事業所の設備の基準)

第五十六条 条例第七十六条第二項に規定する規則で定める設備の基準は、次のとおりとする。

一 訓練・作業室

イ 訓練または作業に支障がない広さを有すること。

ロ 訓練または作業に必要な機械器具等を備えること。

二 相談室 室内における談話の漏えいを防ぐための間仕切り等を設けること。

三 洗面所 利用者の特性に応じたものであること。

四 便所 利用者の特性に応じたものであること。

2 条例第七十六条第一項に規定する訓練・作業室は、指定就労継続支援A型の提供に当たって支障がない場合は、設けないことができる。

3 条例第七十六条第一項に規定する相談室および多目的室その他必要な設備については、利用者への支援に支障がない場合は、兼用することができる。

4 条例第七十六条第一項に規定する設備は、専ら当該指定就労継続支援A型事業所の用に供するものでなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(利用者および従業者以外の雇用者の数)

第五十七条 条例第百八十四条の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用定員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- 一 利用定員が十人以上二十人以下 利用定員に百分の五十を乗じて得た数
- 二 利用定員が二十人以上三十人以下 十または利用定員に百分の四十を乗じて得た数のいずれか多い数
- 三 利用定員が三十一人以上 十二または利用定員に百分の三十を乗じて得た数のいずれか多い数

(準用)

第五十八条 第十二条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十一条および第四十一条の規定は、指定就労継続支援A型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援A型計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第百八十五条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第九十条」と、第二十一条中「第九十一条」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第九十一条」と、第四十一条第一項中「第百四十六条第三項」とあるのは「第百八十五条において準用する条例第百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

(準用)

第五十九条 第十二条、第十三条、第十六条、第二十条、第二十一条および第四十一条の規定は、指定就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第百九十条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第百九十条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第百九十条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第百九十条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第百九十条において準用する条例第九十条」と、第二十一条中「第九十一条」とあるのは「第百九十条において準用する

条例第九十一条」と、第四十一条第一項中「第四百四十六條第三項」とあるのは「第九十条において準用する条例第四百四十六條第三項」と読み替えるものとする。

(基準該当就労継続支援B型事業所の運営規程に定める事項)

第六十条 条例第九十二条の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容
- 三 営業日および営業時間
- 四 基準該当就労継続支援B型の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- 五 サービスの利用に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(準用)

第六十一条 第十二条、第十三条、第十六条、第二十条および第四十一条の規定は、基準該当就労継続支援B型の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「基準該当就労継続支援B型計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第九十四条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第九十四条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第九十四条において準用する条例第九十条」と、第四十一条第一項中「第四百四十六條第三項」とあるのは「第九十四条において準用する条例第四百四十六條第三項」と読み替えるものとする。

(指定共同生活援助事業所の従業者の員数)

第六十二条 条例第九十六条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 世話人 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除して得た数以上
- 二 生活支援員 指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、次に掲げる数の合計数以上

- イ 障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令(平成二十六年厚生労働省令第五号。以下この号において「区分省令」という。) 第一条第四号に規定する区分三に該当する利用者の数を九で除して得た数
 - ロ 区分省令第一条第五号に規定する区分四に該当する利用者の数を六で除して得た数
 - ハ 区分省令第一条第六号に規定する区分五に該当する利用者の数を四で除して得た数
 - ニ 区分省令第一条第七号に規定する区分六に該当する利用者の数を二・五で除して得た数
- 三 サービス管理責任者 指定共同生活援助事業所ごとに、次に掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれ次に掲げる数
- イ 利用者の数が三十以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する指定共同生活援助の従業者は、専ら指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二六規則五・一部改正)

(共同生活住居の設備の基準)

第六十二条の二 条例第百九十八条第三項に規定する規則で定める設備の基準は、次に掲げるとおりとする。

- 一 共同生活住居およびサテライト型住居の入居定員の合計は、四人以上とすること。
- 二 共同生活住居の配置、構造および設備は、利用者の特性に応じて工夫されたものであること。
- 三 共同生活住居は、その入居定員を二人以上十人以下とすること。ただし、既存の建物を共同生活住居とする場合にあっては、当該共同生活住居の入居定員を二人以上二十人(知事が特に必要があると認めるときは、三十人)以下とすることができる。
- 四 既存の建物を共同生活住居とした共同生活住居を改築する場合であって、知事が特に必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず、当該共同生活住居の入居定員を二人以上三十人以下(ただし、当該共同生活住居を改築する時点の入居定員と同数を上限とする。)とすることができる。
- 五 共同生活住居は、一以上のユニットを有するほか、日常生活を営む上で必要な設備を設けること。
- 六 ユニットの入居定員は、二人以上十人以下とすること。
- 七 ユニットには、居室および居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備を設けることとし、その基準は、次のとおりとすること。

イ 一の居室の定員は、一人とすること。ただし、利用者のサービス提供上必要と認められる場合は、二人とすることができる。

ロ 一の居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

八 サテライト型住居の設備の基準は、次のとおりとする。

イ 入居定員を一人とすること。

ロ 日常生活を営む上で必要な設備を設けること。

ハ 居室の面積は、収納設備等を除き、七・四三平方メートル以上とすること。

(平二六規則五・追加)

(指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用)

第六十二条の三 条例第百九十八条の四第三項の規則で定める費用は、次に掲げる費用とする。

一 食材料費

二 家賃(法第三十四条第一項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に支給された場合(同条第二項において準用する法第二十九条第四項の規定により特定障害者特別給付費が利用者に代わり当該指定共同生活援助事業者を支払われた場合に限る。)は、当該利用者に係る家賃の月額から法第三十四条第二項において準用する法第二十九条第五項の規定により当該利用者に支給があったものとみなされた特定障害者特別給付費の額を控除した額を限度とする。)

三 光熱水費

四 日用品費

五 前各号に掲げるもののほか、指定共同生活援助において提供される便宜に要する費用のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、支給決定障害者に負担させることが適当と認められるもの

(平二六規則五・追加)

(サービス管理責任者の業務)

第六十二条の四 条例第百九十八条の六の規則で定める業務は、次に掲げる業務とする。

一 利用申込者の利用に際し、その者に係る指定障害福祉サービス事業者等に対する照会等により、その者の身体および精神の状況、当該指定共同生活援助事業所以外における指定障害福祉サービス等の利用状況等を把握すること。

二 利用者の身体および精神の状況、その置かれている環境等に照らし、利用者が自立した日常生活を営むことができるよう定期的に検討するとともに、自立した日常生活を営むことができると認められる利用者に対し、必要な支援を行うこと。

三 利用者が自立した社会生活を営むことができるよう指定生活介護事業所等との連絡調整を行うこと。

四 他の従業者に対する技術的指導および助言を行うこと。

(平二六規則五・追加)

(指定共同生活援助事業所の運営規程に定める事項)

第六十二条の五 条例第百九十九条の三の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容
- 三 入居定員
- 四 指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- 五 入居に当たっての留意事項
- 六 緊急時等における対応方法
- 七 非常災害対策
- 八 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 九 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十 その他運営に関する重要事項

(平二六規則五・追加)

(準用)

第六十三条 第十二条、第十六条および第二十条の規定は、指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第六十条第九項」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「共同生活援助計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第二百一条」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百一条において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

(平二六規則五・一部改正)

(外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者の員数)

第六十三条の二 条例第二百一条の四第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 世話人 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、常勤換算方法で、利用者の数を六で除した数以上
- 二 サービス管理責任者 外部サービス利用型指定共同生活援助事業所ごとに、イまたはロに掲げる利用者の数の区分に応じ、それぞれイまたはロに掲げる数
 - イ 利用者の数が三十人以下 一以上
 - ロ 利用者の数が三十一人以上 一に、利用者の数が三十を超えて三十またはその端数を増すごとに一を加えて得た数以上
- 2 前項の利用者の数は、前年度の平均値とする。ただし、新規に指定を受ける場合は、推定数による。
- 3 第一項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助の従業者は、専ら外部サービス

利用型指定共同生活援助事業所の職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の支援に支障がない場合は、この限りでない。

(平二六規則五・追加)

(外部サービス利用型指定共同生活援助の運営規程に定める事項)

第六十三条の三 条例第二百一条の九の規則で定める重要事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 事業の目的および運営の方針
- 二 従業者の職種、員数および職務の内容
- 三 入居定員
- 四 外部サービス利用型指定共同生活援助の内容ならびに支給決定障害者から受領する費用の種類およびその額
- 五 受託居宅介護サービス事業者および受託居宅介護サービス事業所の名称および所在地
- 六 入居に当たっての留意事項
- 七 緊急時等における対応方法
- 八 非常災害対策
- 九 事業の主たる対象とする障害の種類を定めた場合には当該障害の種類
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 その他運営に関する重要事項

(平二六規則五・追加)

(準用)

第六十三条の四 第十二条、第十六条、第二十条、第六十二条の三および第六十二条の四の規定は、外部サービス利用型指定共同生活援助の事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第六十条第九項」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第六十条第一項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「外部サービス利用型共同生活援助計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第二百一条の十二」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第九十条」と、第六十二条の三第一項中「第九十八条の四第三項」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第九十八条の四第三項」と、第六十二条の四第一項中「第九十八条の六」とあるのは「第二百一条の十二において準用する条例第九十八条の六」と読み替えるものとする。

(平二六規則五・追加)

(多機能型事業所のサービス管理責任者の員数)

第六十四条 条例第二百二条第二項の規則で定める数は、次の各号に掲げる利用者の数の合計の区分に応じ、当該各号に掲げる数とする。

- 一 利用者の数の合計が六十以下 一以上
- 二 利用者の数の合計が六十一以上 一に、利用者の数の合計が六十を超えて四十またはその端数を増すごとに一を加えた数以上

第六十五条 削除

(平二六規則五)

(特定基準該当障害福祉サービス事業所の従業者の員数)

第六十六条 条例第二百七条第二項に規定する規則で定める配置の基準は、員数が次の各号に掲げる従業者の区分に応じ、当該各号に定める数であることとする。

- 一 医師 利用者に対して日常生活上の健康管理および療養上の指導を行うために必要な数(特定基準該当生活介護を提供する事業所に限る。)
- 二 看護職員 一以上(特定基準該当生活介護または特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)
- 三 理学療法士または作業療法士 一以上(特定基準該当生活介護を提供する事業所における利用者に対して日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練または特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所に限る。)
- 四 生活支援員 常勤換算方法で、イに掲げる利用者の数を六で除して得た数およびロに掲げる利用者の数を十で除して得た数の合計数以上
 - イ 特定基準該当生活介護、特定基準該当自立訓練(機能訓練)および特定基準該当自立訓練(生活訓練)の利用者
 - ロ 特定基準該当就労継続支援B型の利用者
- 五 職業指導員 一以上(特定基準該当就労継続支援B型を提供する事業所に限る。)
- 六 サービス管理責任者 一以上

2 前項第三号の理学療法士または作業療法士を確保することが困難な特定基準該当障害福祉サービス事業所(特定基準該当自立訓練(機能訓練)を提供する事業所を除く。)は、これらの者に代えて、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する看護師その他の者を機能訓練指導員として置くことができる。

3 第一項第四号の生活支援員のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

4 第一項第六号のサービス管理責任者のうち、一人以上は、常勤でなければならない。

(準用)

第六十七条 第十二条、第十三条、第十六条、第十八条および第二十一条(第十号を除く。)

の規定は、特定基準該当障害福祉サービスの事業について準用する。この場合において、第十二条中「第六十条第九項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第六十条第九項」と、第十三条中「第六十一条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第六十一条」と、第十六条中「第七十七条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第七十七条第二項」と、同条第一号中「第五十五条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第五十五条第一項」と、同条第二号中「第

六十条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第六十条第一項」と、「療養介護計画」とあるのは「特定基準該当障害福祉サービス計画」と、同条第三号中「第六十七条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第九十条」と、同条第四号中「第七十五条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第七十五条第二項」と、同条第五号および第六号中「第七十八条」とあるのは「第二百十条第一項」と、第十八条第一項中「第八十三条第二項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第八十三条第二項」と、同条第二項および第三項中「第八十三条第一項」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第八十三条第一項」と、第二十一条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第一項において準用する条例第九十条」と読み替えるものとする。

- 2 第十九条および第二十条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当生活介護の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第十九条第一項中「第八十四条第三項」とあるのは「第二百十条第二項において準用する条例第八十四条第三項」と、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第二項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例介護給付費」と読み替えるものとする。
- 3 第二十条および第四十一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（機能訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第三項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第四十一条第一項中「第四百四十六条第三項」とあるのは「第二百十条第三項において準用する条例第四百四十六条第三項」と読み替えるものとする。
- 4 第二十条および第四十七条（第二項を除く。）の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当自立訓練（生活訓練）の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第四項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第四十七条第一項中「第五百五十七条第三項」とあるのは「第二百十条第四項において準用する条例第五百五十七条第三項」と読み替えるものとする。
- 5 第二十条および第四十一条の規定は、特定基準該当障害福祉サービス事業者（特定基準該当就労継続支援B型の事業を行う者に限る。）について準用する。この場合において、第二十条中「第九十条」とあるのは「第二百十条第五項において準用する条例第九十条」と、同条第二号中「介護給付費または特例介護給付費」とあるのは「特例訓練等給付費」と、第四十一条第一項中「第四百四十六条第三項」とあるのは「第二百十条第五項において準用する条例第四百四十六条第三項」と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

- 2 条例附則第二項の規定により指定共同生活援助の事業等を行う事業所（以下「地域移行支援型ホーム」という。）における指定共同生活援助の事業等について第六十二条の二（第六十三条の四において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合には、第六十二条の二第一号中「四人以上」とあるのは、「四人以上三十人以下」とする。

（平二六規則五・平二七規則一四・一部改正）

- 3 地域移行支援型ホームにおいて指定共同生活援助の事業等を行う者（以下「地域移行支援型ホーム事業者」という。）が設置する共同生活住居の構造および設備は、その入居者の生活の独立性を確保するものでなければならない。

（平二七規則一四・追加）

- 4 地域移行支援型ホーム事業者は、利用者に対し、原則として、二年を超えて、指定共同生活援助等を提供してはならない。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第三項繰下・一部改正）

- 5 地域移行支援型ホーム事業者は、入居している利用者が住宅または地域移行支援型ホーム以外の指定共同生活援助事業所もしくは外部サービス利用型指定共同生活援助事業所（以下「住宅等」という。）において日常生活を営むことができるかどうかについて定期的に検討するとともに、当該利用者が入居の日から前項に定める期間内に住宅等に移行することができるよう、適切な支援を行わなければならない。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第四項繰下・一部改正）

- 6 地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等について条例第二百一条または条例第二百一条の十二において準用する条例第六十条の規定を適用する場合には、同条第二項中「営む」とあるのは「営み、入居の日から福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則（平成二十五年福井県規則第十七号）附則第四項に規定する期間内に同規則附則第五項に規定する住宅等に移行する」と、同条第四項中「達成時期」とあるのは「達成時期、病院の敷地外における福祉サービスの利用その他の活動」とする。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第五項繰下・一部改正）

- 7 地域移行支援型ホーム事業者は、指定共同生活援助等の提供に当たっては、利用者の地域への移行を推進するための関係者により構成される協議会（以下「地域移行推進協議会」という。）を設置し、定期的に地域移行推進協議会に活動状況を報告し、地域移行推進協議会から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第六項繰下・一部改正）

- 8 地域移行支援型ホーム事業者は、法第八十九条の三第一項に規定する協議会その他知事がこれに準ずるものとして特に認めるもの（以下「協議会等」という。）に対して定期的に地域移行支援型ホームにおける指定共同生活援助の事業等の提供状況等を報告し、協議会等による評価を受けるとともに、協議会等から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

（平二七規則一四・追加）

- 9 指定共同生活援助事業者または外部サービス利用型指定共同生活援助事業者は、平成十

八年九月三十日以前の日から引き続き存する指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助の事業等を行う場合には、当該事業所の共同生活住居（同年十月一日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）が満たすべき設備に関する基準については、第六十二条の二第六号および第七号（これらの規定を第六十三条の四において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、基準省令による改正前の障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第五十八号）第百九条第二項および第三項に定める基準によることができる。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第七項繰下）

- 1 0 条例附則第十一項または第十二項の場合において、第六十二条第一項第二号ロからニまでの規定中「利用者の数」とあるのは、「利用者の数（条例附則第十一項または第十二項の規定の適用を受ける者にあつては、当該利用者の数に二分の一を乗じて得た数）」とする。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第八項繰下）

- 1 1 平成十八年九月三十日以前の日から引き続き存する法附則第三十五条の規定による改正前の身体障害者福祉法（以下「旧身体障害者福祉法」という。）第三十条の二に規定する身体障害者福祉ホーム、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第四十六条の規定による改正前の精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号。以下「旧精神保健福祉法」という。）第五十条の二第一項第一号に掲げる精神障害者生活訓練施設（以下「精神障害者生活訓練施設」という。）、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた法附則第五十二条の規定による改正前の知的障害者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号。以下「旧知的障害者福祉法」という。）第二十一条の八に規定する知的障害者通勤寮のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの（以下「指定知的障害者通勤寮」という。）もしくは旧知的障害者福祉法第二十一条の九に規定する知的障害者福祉ホーム（以下「知的障害者福祉ホーム」という。）または旧精神障害者福祉ホーム（これらの施設のうち、同年十月一日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。）において行われる指定共同生活援助の事業等について、条例第百九十八条（条例第二百一条の六において準用する場合を含む。）の規定を適用する場合においては、当分の間、第六十二条の二第六号中「二人以上十人以下」とあるのは、「二人以上三十人以下」とし、同条第七号ロの規定は、旧精神障害者福祉ホーム（令附則第八条の二の厚生労働大臣が定めるものを除く。）を除き、当分の間、適用しない。

（平二六規則五・一部改正、平二七規則一四・旧第九項繰下）

- 1 2 精神障害者生活訓練施設、法附則第四十八条の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧精神保健福祉法第五十条の二第一項第二号に掲げる精神障害者授産施設（以下「精神障害者授産施設」という。）（障害者自立支援法の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第百六十

九号。以下「整備省令」という。)による廃止前の精神障害者社会復帰施設の設備及び運営に関する基準(平成十二年厚生省令第八十七号。以下「旧精神障害者社会復帰施設基準」という。)第二十三条第一号に掲げる精神障害者通所授産施設および同条第二号に掲げる精神障害者小規模通所授産施設を除く。)、法附則第五十八条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧知的障害者福祉法第二十一条の六に規定する知的障害者更生施設のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定知的障害者更生施設」という。)(整備省令による廃止前の指定知的障害者更生施設等の設備及び運営に関する基準(平成十四年厚生労働省令第八十一号。以下「旧知的障害者更生施設等指定基準」という。)第二条第一号イに掲げる指定知的障害者入所更生施設に限る。)、旧知的障害者福祉法第二十一条の七に規定する知的障害者授産施設(以下「知的障害者授産施設」という。)のうち旧知的障害者福祉法第十五条の十一第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定知的障害者授産施設」という。)(旧知的障害者更生施設等指定基準第二条第二号イに掲げる指定特定知的障害者入所授産施設に限る。))および指定知的障害者通所寮において行われる指定自立訓練(生活訓練)の事業について、第四十六条第二項の規定を適用する場合においては、同項第一号イ中「一人」とあるのは精神障害者生活訓練施設および精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものを除く。))については「二人以下」と、精神障害者生活訓練施設および精神障害者授産施設(旧精神障害者社会復帰施設基準附則第三条の適用を受けるものに限る。)、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設ならびに指定知的障害者通所寮については「四人以下」と、同号ロ中「一の居室の面積は」とあるのは「利用者一人当たりの床面積は」と、「七・四三平方メートル」とあるのは精神障害者生活訓練施設および精神障害者授産施設については「四・四平方メートル」と、指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設および指定知的障害者通所寮については「六・六平方メートル」とする。

(平二七規則一四・旧第十項繰下)

- 13 法附則第四十一条第一項の規定によりなお従前の例により運営をすることができることとされた旧身体障害者福祉法第二十九条に規定する身体障害者更生施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの、旧身体障害者福祉法第三十条に規定する身体障害者療護施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているものもしくは身体障害者授産施設のうち旧身体障害者福祉法第十七条の十第一項の指定を受けているもの(以下「指定特定身体障害者授産施設」という。)、旧精神障害者福祉ホーム(令附則第八条の二に規定する厚生労働大臣が定めるものを除く。))または指定知的障害者更生施設、指定特定知的障害者授産施設もしくは指定知的障害者通所寮(これらの施設のうち、平成十八年十月一日において基本的な設備が完成しているものを含み、同日以後に増築され、または改築される等建物の構造を変更したものを除く。))において、指定療養介護の事業、指定生活介護の事業、指定自立訓練(機能訓練)の事業、指定自立訓練(生活訓練)の事業、指定就労移行支援の事業、指定就労継続支援A型の事業または指定就労継続支援B型の事業を行う場合におけるこれらの施設の建物については、

当分の間、条例第五十三条第一項、条例第八十三条第一項（条例第百四十五条および第百六十七条において準用する場合を含む。）、条例第百五十五条第一項または条例第百七十六条第一項（条例第百八十八条において準用する場合を含む。）に規定する多目的室を設けないことができる。

（平二七規則一四・旧第十一項繰下）

附 則（平成二五年規則第六三号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成二六年規則第五号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

（福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

2 この規則の施行の際現に存する福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成二十六年福井県条例第十一号）附則第三項に規定する指定共同生活援助の事業を行う事業所について、第一条の規定による改正後の福井県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備および運営の基準等に関する条例施行規則第六十三条の二の規定を適用する場合においては、当分の間、同条第一項第一号中「六」とあるのは「十」とする。

附 則（平成二七年規則第一四号）

この規則は、平成二十七年四月一日から施行する。